

第4回 東京都児童福祉審議会本委員会  
議事録

- 1 日時 平成28年11月28日(月) 19時00分～20時39分
- 2 場所 都庁第二本庁舎 南側 31階 特別会議室27
- 3 次第  
(開会)

- 1 新委員紹介

- 2 報告

- (1) 平成27年度における各部会の審議内容について

- ・里親認定部会
- ・子供権利擁護部会
- ・児童虐待死亡事例等検証部会
- ・保育部会

- (2) 待機児童解消に向けた緊急対策について

- 3 議事

東京都児童福祉審議会提言(案)について

- 4 連絡事項

(閉会)

- 4 出席委員

松原委員長、柏女副委員長、秋山委員、朝比奈委員、石阪委員、石崎委員、磯谷委員、  
犬塚委員、大木委員、大竹委員、小野委員、久保委員、駒村委員、  
市東委員、白井委員、高橋委員、都留委員、成澤委員、正木委員、町田委員、  
三浦委員、山下委員、山本真実委員、横堀委員、青葉委員、宮島委員、武藤委員、  
渡邊守委員

## 5 配付資料

- 資料 1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- 資料 2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
- 資料 3 平成 27 年度における各部会の審議内容について
- 資料 4 - 1 待機児童解消に向けた緊急対策について
- 資料 4 - 2 待機児童解消に向けた緊急対策（平成 28 年 9 月 9 日）
- 資料 5 - 1 東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】
- 資料 5 - 2 東京都児童福祉審議会提言（案）【全文】

開 会

午後 7 時 0 0 分開会

○西尾少子社会対策部計画課長 それでは、お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、当審議会の事務局の書記を務めさせていただきます福祉保健局少子社会対策部計画課長の西尾でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきます。本審議会の委員数は、臨時委員を含めまして 38 名でございます。本日、御出席とお返事をいただいている委員の方は 28 名、所用のため御欠席とお返事をいただいている委員は 10 名でございますので、まだ遅れていらっしゃる委員もおりますが、定足数に達することを御報告させていただきます。

最初に、お手元に配付いたしました資料の御確認をお願いいたします。

資料 1、委員名簿でございます。

資料 2、行政側の名簿でございます。

資料 3、「平成 27 年度における各部会の審議内容について」でございます。

資料 4-1 は 9 月に当局が発表いたしました「待機児童解消に向けた緊急対策について」の概要でございます。

そして、4-2 が本文でございます。

それから、資料 5-1、本審議会提言（案）【概要版】でございます。

資料 5-2 が提言（案）【全文】でございます。

以上、資料を置かせていただいております。過不足等はございませんでしょうか。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、御発言に際しましては、目の前のマイクスタンドにありますボタンを押してから御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、本年 3 月 10 日に開催いたしました第 3 回本委員会以降、新たに御就任いただきました委員の方について、資料 1 の名簿で御紹介させていただきます。

まず、小林健二委員でございますが、本日は所用のため御欠席でございます。

なお、非常に残念ですが、柴崎正行委員でございますが、10 月 10 日に御逝去されました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

行政側につきましては、資料 2 といたしまして名簿をお配りしておりますが、変更のあった職員のみ御紹介をさせていただきます。

まず、福祉保健局次長、山岸でございます。

- 山岸福祉保健局次長 山岸と申します。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 幹事長を務めます少子社会対策部長、松山でございます。
- 松山少子社会対策部長 松山です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 幹事を務めます企画担当部長、奈良部でございます。
- 奈良部企画担当部長 奈良部です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 同じく幹事を務めます子供・子育て施策推進担当部長、横手でございます。
- 横手子供・子育て施策推進担当部長 横手です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 同じく幹事を務めます児童相談センター次長、花本でございます。
- 花本児童相談センター次長 花本です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 続きまして、書記を務めます家庭支援課長、新倉でございます。
- 新倉少子社会対策部家庭支援課長 新倉です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 同じく保育支援課長、富山でございます。
- 富山少子社会対策部保育支援課長 富山です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 その他、関係職員でございますが、総務部企画政策課長、齋藤でございます。
- 齋藤総務部企画政策課長 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 同じく少子社会対策部子供・子育て計画担当課長、園尾でございます。
- 園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 園尾です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 同じく事業推進担当課長、鈴木でございます。
- 鈴木少子社会対策部事業推進担当課長 鈴木です。よろしくお願いいたします。
- 西尾少子社会対策部計画課長 最後に、改めまして、私、書記を務めます計画課長の西尾でございます。

その他、関係職員が出席しておりますが、資料2をもって紹介にかえさせていただきます。

この後の進行につきましては、松原委員長にお願いいたします。

- 松原委員長 それでは、今期第4回の児童福祉審議会の本委員会を始めてまいりたいと思います。委員の皆様方には、お忙しい中、しかも遅い時間にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は報告も審議も盛りだくさんでございますので、早速、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず、報告事項をお願いしたいと思います。

今回は平成28年度に入って最初の本委員会ですので、昨年度の各部会の審議内容に

ついて報告をしていただきたいと思います。部会ごとに事務局より説明をしていただいて、それぞれの部会長の方から御意見や御感想を頂戴したいと思っております。また、その他の報告事項についても御説明いただきたいと思いますと思っております。

では、事務局からお願いいたします。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 育成支援課の中澤と申します。よろしく願いいたします。

それでは、資料3「平成27年度における各部会の審議内容」をご覧ください。

私からは、1ページの里親認定部会について御説明いたします。

まず、1の「開催回数」ですが、平成27年度につきましても例年と同様、1年間で6回開催しております。

次に、「2 審議件数」をご覧くださいと思います。網かけで平成27年度のところをお示ししておりますけれども、平成27年度の諮問件数は、養育家庭が68件、養子縁組里親が74件、計142件でございました。

養育家庭の諮問件数が増加しておりまして、過去5年間では最も多い件数となっております。

審議結果ですが、140件が適格とされまして、2件につきましても不適格とされました。

簡単ですが、里親認定部会の御報告は以上でございます。

○松原委員長 それでは、部会長の磯谷委員、何かコメントをお願いいたします。

○磯谷委員 磯谷でございます。

統計をとっているわけではないのですが、全体的な傾向といたしまして、養子縁組里親の申請につきましても、お子さんに恵まれなかったということが動機となっているのがほとんどを占めております。

一方、養育家庭につきましても、1つは、昨今の児童虐待の状況に心を痛めて、何か役に立てることがないかと考えて里親にたどり着かれたというような方もいらっしゃいます。他には、身近に里親経験をお持ちの方で、そういったところが一つのきっかけになったというふうなケースも散見されております。

ただ、中には御自身のお子さんもまだまだ年少で、委員としては、里子も引き取って大変なのではないかなと心配してしまうようなこともございます。

養育家庭につきましても、他にもお子さんに恵まれなかったということで、お子さんを育ててみたい、あるいは、本当は養子縁組を期待するのだけれども年齢制限があつてなかなか難しいというようなことで申請をされる方もいらっしゃるようであります。

以前、東京都の里親さん宅でお子さんが命を落とすという非常に痛ましい事件がございまして、それをきっかけに私どもの審議のあり方も見直しをいたしました。例えば受講する研修の感想を書いていただく。これもかなり詳しく書いていただいております。また、それ以外のこれまでにあった項目につきましてもなるべく詳しく書いていただく

というふうなことでお願いをしております、これは、やはり里親申請者の人物像というのをつかむ上でも役に立っているというふうに思っております。

結果的には適格というふうな判断になる場合も、何らか注意喚起が必要だと考えるケースにつきましてはコメントを付するように努めております。ややおせっかいかなと思うところもありますけれども、なるべく積極的に意見を付するようしております。

コメントの内容は千差万別ではありますけれども、比較的多いのは、実子がいらっしゃる場合に、実子との関係について配慮を求めるものとか、あるいは、里父母さん双方とも就労されている場合に、委託時に就労状況についてもう一度確認をしていただくとか、あるいは受動喫煙についても留意を求めるなどといったものです。

今般の児童福祉法改正で里親への委託というのが原則になるということが明記されました。また、特別養子縁組の利用促進についても、現在、厚生労働省のほうで検討されていると伺っております。そういう意味でも、この里親認定部会の審議の重要性というのがますます高まってきたというふうに考えております。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

引き続きお願いします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、続きまして、子供権利擁護部会について御説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、2ページでございます。

「1 開催回数」ですが、27年度もこれまで同様に毎月開催いたしまして、12回開催しております。

「2 審議件数」につきましては、27年度全体で110件となっており、過去最高となっております。

内訳としまして、「(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が最も多く、79件。「(2) 児童相談所長が必要と認める事例」が3件。「(3) 緊急を要し、諮問する暇がなく事後報告となった事例」が1件。「(4) 親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例」が27件となっております。

「3 被措置児童等虐待の状況報告件数」についてです。これは、社会的養護関係施設などに措置されている児童が職員等から暴力などの虐待を受けたという通報がなされた件数を集計したものです。27年度には受理が37件。このうち11月1日現在、調査済みのものが32件、調査の結果、虐待に該当したものが12件となっております。

虐待該当内訳ですが、社会的養護関係施設が10件、里親等が1件、一時保護施設等が1件となっております。

私からの報告は以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

今日は、この部会の部会長、副部会長が御欠席ですので、同じ部会の石崎委員からコ

メントをいただきたいと思います。

○石崎委員 石崎です。部会長にかわって御報告申し上げます。

今、東京都からの報告がありましたように、審議件数がかなり多く、活発に話がされていきました。児童相談所が御苦労いただいていることがよくわかりました。

ただ、こういうケースは、今、お話があったように、児童または保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例というのが多いものですから、そういう事例だからということもあるかと思うのですが、児童相談所と御家族が敵対するような、反発するような関係になっていて、それがどうにかできないものか、児童の福祉のためにどうにかできないものかというふうに毎回考えることがあります。

また、児童もそうですけれども、多くの場合、御家族にかなり精神的な問題とかがあったりすることが多く、児童福祉審議会だけで話すことの限られていることを感じまして、さまざまな福祉との連携が必要ではないかというふうに思っております。

それから、個人的になのですけれども、28条の措置更新とかの話をして、その子供たちが18歳以上になって、それからの状況がどうなのだろうか。児童ではなくなった後のつながりが、つながをしているところもあると思いますけれども、この審議会とのつながりも必要なのではないかなと、これは個人的に考えている次第です。

それから、被措置児童等虐待の状況ですけれども、これも東京都がかなり精力的に調査をし、意見をいただいている、本当に御苦労等を感じております。

27年度のこの会のときにも部会長が話をしていましたけれども、イニシャルでしかわからないので同じ施設かはわからないのですけれども、今年もやや同じような施設ではないかなというような事例も散見されまして、その施設全体の体質がどうなのか、また、東京都の引き続きの御指導が必要なのではないかという意見があったと思います。個人の力量もありますけれども、そういう意見が今年も出たと思います。

それから、施設に入っているお子さんたちは、本当に大変な行動の問題を持っているお子さんで、かかわり方もかなり難しいことがあって、職員自身によかれと思っても、これは不適切な対応だなというふうに思われるケースもあって、東京都も児童への関わり方などについての研修をやっておられると思うのですけれども、今後とも机上の研修だけではなく、工夫されたかかわり方や対応の研修などを進めていただければいいかなと思っております。これも最後は個人的な意見を申し上げました。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

では、引き続きお願いします。

○新倉少子社会対策部家庭支援課長 それでは、資料3、3ページをご覧くださいと思います。児童虐待死亡事例等検証部会について報告させていただきます。

上段1番の「開催回数」でございます。網かけ部分、昨年度（平成27年度）ですが、開催回数としては4回開催いたしました。

また、下段にございます、検証のためにヒアリングを実施しておりまして、その機関の数は12となっております。

審議の内容でございますが、資料一番下、点線の囲みの中をご覧いただきたいと思っております。平成27年度につきましては、その前の年の26年度中に発生した重大事例、合計10事例のうち6事例について検証作業を行っております。5事例については現在も検証作業は続いておりまして、現在、取りまとめを行っている最中でございます。

6事例のうち2つの事例は部会による検証、1つの事例は児童相談所が関係自治体の検証報告をもとにさらに検討を加え、部会に報告する事例。残りの3事例については、児童相談所が検証し、部会に対して報告するものとなっております。

この6事例の検証のうち先行して検証作業を進めておりました1事例につきまして、一番下の○でございますが、本年7月に検証報告として、足立区内の発生事例について公表しているところでございます。

説明は以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

大竹部会長、コメントをお願いします。

○大竹委員 これまでの部会長さんからもコメントがありましたように、この検証部会というのは開催されないことが一番であるというようなことですが、また、この部会では再発防止を目的として検証を行うということですが、しかしながら、今、御説明がありましたように、今年度も開催せざるを得ないような状況であったということです。

そして、それぞれ検証していきますと、これまでと同様に関係機関の連携に課題があるということが各事例とも共通して言えるところでもあった。まさにネットができたけれどもワークができていないというところでは、なぜできていないのかというところを追究していかなければいけないのかなというふうに思っております。

また、そういう中で共通した連携の問題は出てきていますけれども、それぞれの事例ごとにこの事例はこれだよねというところを、我々委員としては、それぞれ一つ一つの事例の中で特徴的なところもあぶり出していければ、そして再発防止につなげていければ。また、小さなことでも我々委員のところでも少し気づきがあれば、こういったものを報告書の中に載せながら、現場の方々にこんな小さなことでもチェックできれば、こういった悲惨な事例はなかったというところを示していければというような思いで、私たち部会のほうでは取り組んできております。

あと、先ほど12機関のヒアリングがされたということで、事務局に伺うと、今回、警察のヒアリングもできたというのは初めてではなかったかというところでは、いろいろな壁はまだありますけれども、警察の協力を得ながらヒアリングも実施したというところが、まず第一歩を踏み出せたのかなというところがございます。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。



それでは、4番目、お願いします。

○富山少子社会対策部保育支援課長 続きまして、資料3、4ページにございます保育部会の審議内容につきまして、私から御説明させていただきます。

平成27年度の開催回数でございますが、「1 開催回数」の合計欄は14回となっております。

審議件数は合計で計画承認が171件、設置認可が177件でございます。

答申のうち否とされたものが3件ございますので、説明させていただきます。

まず、5月の設置認可で1件ございますが、こちらは室内化学物質が基準値を上回っていたため不承認となったものでございます。その後、基準値を下回ったことを確認した上で、翌月6月に再度諮問し、計画を承認しております。

次に、9月の設置認可で1件、「(保留)」とございますが、こちらは保育士1名につきまして、審議会の直前に変更が生じ、当該施設に配属されるという確認が十分にできていなかったため、保育部会の時点では保留となりましたが、保育部会開催日の当日中に当該保育士が配属されることが確認されたため、9月に設置認可を決定しております。

最後に、1月の計画承認で1件、こちらも「(保留)」とございます。こちらは7月に計画を承認した後に図面が大幅に変更されたため、再度計画承認の諮問を行ったものでございますが、変更後の図面では避難経路が十分に確保されていなかったことから、再度、避難経路を検討するよう御意見をいただいたものでございます。その後、避難経路について、より安全性の高いものに変更されたことを確認し、2月に再度保育部会に諮問いたしまして計画を承認しております。

保育部会の報告は以上でございますが、先週、保育所の整備計画に係る再審議のお願いという文書が委員の皆様へ送付されていると伺っております。恐らく送付された方は、都のホームページに公開されている委員名簿をもとに委員へ送付したものであると思います。

内容につきましては、今年4月の保育部会に諮問した世田谷区の案件についてでございますが、住民反対の状況や交通問題などの重要事項が審議会に報告されていないため再審議を求めるものとなっております。

依然として反対の御意見も寄せられておりますが、区と連携しながら引き続き近隣の方々の御理解を得られるよう対応してまいります。

なお、委員長宛てに送付されたものにつきましては、事務局で収受させていただいており、この件に関しましては事務局のほうで対応してまいりますので、委員の皆様から近隣住民の方に直接御連絡をしたり、御回答したりすることは差し控えていただきますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○松原委員長 それでは、山本部長、お願いいたします。

○山本真実委員 今、御報告がありましたとおり、回数も14回ということで、200件に迫る保育所の設置を審議しております。皆さんも御存じのとおり、待機児童が解消されないという状況において、小池都知事からもさらに叱咤激励が飛ぶという中で、もっと迅速に保育所の整備をとという要望が来ている中での対応で、毎月四、五十件審議というところで大変な苦勞をしております。事務局のほうも大変かと思えます。

ただ、全体を見ますと、当然、保育士不足というところもありまして、事業者が整備をする保育所の不十分なところも幾つかあります。また、それ以外には、今、富山課長のほうからもありましたけれども、明らかに反対の意見が今回の件以外にも幾つか出ておりまして、新聞報道もございましたので、吉祥寺とかいろいろ、皆様方も御存じかと思えます。事業者のほうがあきらめて撤退という例もありますけれども、自治体との連携がうまくいってなくてもめているというようなケースもあれば、自治体は非常に丁寧に対応しているのですが、事業者とともに進んでも、住民のほうからの要望がどうしてもおさまらないというようなところもかなりありまして、中にはちょっと理不尽かなと思うような要望もあることはあるのですけれども、ただ、全体を通して個人的な感想もありますし、部会でも意見が出ておりますけれども、明らかにここにはどうだろうかというようなところにつくるという件数も本当に増えております。待機児童が多いということで仕方がないという一方で、そんなところに子供を長時間保育しておいていいのだろうかという児童福祉審議会としてのジレンマも両方片手にありまして、どうしたらよいのだろうかというところを常に考えなければいけないところがございます。

その場合には、自治体がさらにもっと入っていただきながら住民との関係を良好にさせていただいて、保育所の設置に御了解いただくとともに、例えば、本当に先ほどの例もありますけれども、交通の問題であったり、北向きであって一日中日が差さないような、朝から電気がつけっ放しの保育所とか、明らかに想像できるようなものであったり、先ほども保留にした案件の説明がありました。避難経路が危ないとか、そういったところについては、部会としては中止するという権限がないものですから、条件がそろってれば認めざるを得ないのですが、何とかしてよいものにしていこうということで保留とかいろいろな苦肉の策を駆使してやっているというのが状況になっております。できればもう少し自治体の方が保育所の所長さんと面接をするとか、積極的に関与していただけたらいいかなと思っているのがあります。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

これで4つの部会の御報告、部会長あるいは代理の方のコメントをいただきました。これからしばらくの間、全委員からの御質問あるいは御感想を受け付けたいと思えますが、いかがでしょうか。

どうぞ、武藤委員。

○武藤委員 武藤です。2つ質問があります。

1つは、里親認定部会のところで、先ほど磯谷部会長から、里親でも以前死亡事例があった後、この認定については的確にするように改正をしたということであります。そこで、27年度で2件不適格数が出ていると思うのですけれども、不適格の中身がわかれば教えていただければというのが1点であります。

もう1点は、次の子供権利擁護部会のところであります。3番の27年度の被措置児童等虐待の事例報告のところに、私ども社会的養護関係施設が10件あるのですけれども、この内訳というのが、どのような施設だったのかということがわかれば教えていただきたいと思っております。

今日、犬塚先生もいらっしゃっていますけれども、今、国のほうも被措置児童等虐待の事例の検証と申しますか、検討、検証、分析等も結構詳しくしているところですが、ぜひ私どものほうにこういう中身、要は、どこの施設でどういう内容でどういうことが起こっているのかということなんかも含めて、今日は多分そういう資料はないかもしれないのですけれども、私どもの社会的養護の関係施設等々にできれば詳しい資料とかデータをいただければ、私どももそれに向けて改善に努めたいと思っておりますので、何分よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○松原委員長 権利擁護部会については、施設種別がわかれば。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 社会的養護関係施設の内訳としましては児童養護施設や児童自立支援施設などが含まれ、件数としては児童養護施設が一番多くなっております。

現場に必要なデータ等の提供をとのお話がありましたが、被措置児童虐待予防の研修等に施設にお伺いする中で、個人や施設の特定につながる情報等も含まれることから事例に関しては必要に応じて加工し、御説明させていただいているところです。

引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○松原委員長 里親のほうも個人情報があるので、許される範囲で。

では、磯谷委員、お願ひします。

○磯谷委員 今、委員長がおっしゃっていただいたように、お話しできるところ、できないところがあるのですけれども、1つは、新規の認定を求めてこられたケースで、熱意はもちろん理解できたのですけれども、ただ、御家庭の御様子であるとかそういったところで、ちょっと適格性を欠くのではないかと申すことで不適格になったのが1件です。

もう1件は、更新をするに当たって、虐待というところではないのですけれども、不適切な養育があったということで、更新について不適格というふうな判断に至ったというものでございます。

以上です。

○松原委員長 それでは、その他に御発言はいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。

報告事項がまだ幾つかありますので、「待機児童解消に向けた緊急対策」について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

- 富山少子社会対策部保育支援課長 それでは、私のほうから、今般9月9日に公表されました待機児童解消に向けた緊急対策について、資料4-1と資料4-2でございます。並べてご覧いただければと思います。

待機児童解消に向けた緊急対策につきまして、本年4月1日の保育サービスの利用児童数は、昨年と比較しまして1万4,192人、当初の年度計画目標と比較しますと2,000人以上増加した状況でございます。一方で待機児童数につきましては652人増えまして、8,466人というふうな形になっております。

こういった状況を踏まえまして、9月9日、小池知事から待機児童解消に向けた緊急対策について公表したところでございますが、その中身につきましては、資料4-1をご覧いただきたいと思っております。

「保育所等の整備促進」「人材の確保・定着の支援」「利用者支援の充実」の3つの柱のもとに11の都独自の対策を掲げております。

「保育所等の整備促進」につきましては、整備費補助の高騰加算の創設とか、賃借料補助の創設、こういったものなどの6対策。「人材の確保・定着の支援」に関しましては、従前ございました宿舍借り上げ支援の対象者の枠を拡大する取組などの2つの対策。「利用者支援の充実」につきましては、認可外保育施設の利用者負担軽減の取組の支援などの3つの対策、合計で11の対策を掲げております。

これらに要する経費としまして126億円を第3回都議会定例会の議決を受けたところでございます。

こちらにつきましては、今後の展開としまして、下のほうに「今後の展開」とございます。

まず、ステップ1としまして、今回の緊急対策で年度内に1万7,000人分の保育サービスを整備するというふうにしております。このために各事業の中でその取組を加速化させるためのインセンティブ、例えば整備費補助の高騰加算につきましては、年度内着工につきましては補助基準25%の上乗せから、さらに加算率を引き上げて30%にするなどインセンティブを設定しております。

続きまして、ステップ2でございますが、今後策定されることが予定されております「2020年に向けた実行プラン（仮称）」の中で今後4年間の整備目標を設定し、就学前児童人口の50%にも対応できるような形で目標を設定していきたいと考えております。

それに向けてのさらなる支援策については、平成29年度の予算案に反映していきたいと考えております。

さらにステップ3としまして、今後中間の見直しが計画されております「東京都子供・子育て支援総合計画」を改定し、その中で反映していきたいと考えております。

これらの取組をこれからも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

細かいところにつきましては、資料4-2、ホチキスどめになっておりますが、こちらの内容をご覧いただければと存じます。

私からは以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

御質問、御意見を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○成澤委員 特別区代表で来ております文京区長の成澤でございます。

今回の緊急対策については、我々としても非常に活用できる内容が多くございまして、事務方の御努力に敬意を表したいと思ひますし、心から感謝を申し上げたいと思ひます。

その上で幾つか要望がございます。1つは、先ほどの保育部会との関係ですが、いわゆる9月9日、ステップ1ですと年度内に1万7,000人と書いてあって、実は、これは9月9日の緊急対策が出ようが出まいが、この1万7,000人のうちのほとんどはもう準備をされていて積み上げられていた数字ですよ。要は、9月9日以降に建物賃借の場合ですと3月の第1回目の保育部会に諮問をすれば年度内に間に合うという形ですが、土地を借りたり購入したりして底地から立ち上げる場合はもっと締め切りが早いんですね。11月か12月ぐらいですよ。となると、この9月9日以降にスタートした部分については実質的に間に合っていないということになります。

例えば竣工日の締め切りを1月末に設定されていると思ひますが、1月末に立ち上げるためには年度のかかなり早い時点から準備をしていないと、建物が1月に竣工するというのは実質的に不可能でございます。

保育部会の先生たちにこれだけ御努力をいただいて回数をやっていて、事務方も現地の立ち入り等々、本当に御苦労されているのは重々承知ですが、そこをもう少し4月1日開設をふやすために何らかの手当てが、何をすればできるのかということについてぜひ御検討いただきたいと思ひております。マンパワーの問題なのか、何を解決すればそこがぎりぎりまでできるのかという点について御検討いただければというのが要望の1点です。

もう一つ、認可外保育施設についての補助の制度設計を新たに加えていただいたことについては非常にありがたいと思ひております。本区を初めとして幾つかの区が、いわゆる待機になった人を対象に臨時保育所の制度設計をしている区がございます。実は、この臨時保育所が今回の認可外保育施設の補助には多分入っていないだろうと思ひます。待機児童が起きた後の単年度の繰り返しの対応にはなりますが、臨時保育所の対応についてもぜひとも御検討いただければと思ひます。

それともう一つは、ステップ2以降に出てくる話ですが、知事のお話しされている中身を聞いてくると、今回の緊急対策に載っていませんが、29年度の予算のあたりで小規模保育事業の年齢拡大を特区で行うという方針を知事が持たれていると聞いており

ます。実は保育事業を特区でどこまでやるのかというのはかなり議論があるところだと思っております、例えば都市計画公園内に保育所をつくるというのは特区で認められています、これは保育所そのものの設置基準が緩和されているわけではないので子供にとっては何の影響がないので全く構わないと思えますし、保育士資格の受験回数を2回にふやすというのも、これは保育士さんの質が落ちるわけではありませんからこれも問題がないと思えますが、小規模保育の年齢拡大については、子供の保育の質にかかわってくる部分だと思っております。

これを本当に特区でやるのかということについて、例えば児童福祉審議会の学識経験者の児童福祉の専門家の皆さんたちの意見を聞いたり、小規模保育は東京都の条例の事業ではありませんから、我々区市町村の意見聴取、これまで一度も行われていませんが、これを本当に特区でやっていくのが好ましいのか、子供の質にかかわるところを特区で本当に進めるのですかということについては疑問を呈しておきたいと思えます。

私からは以上3点です。

○松原委員長 3点、御要望、御意見が出ました。事務局のほうで何か今答えられることはありますか。

どうぞ。

○富山少子社会対策部保育支援課長 ただいま3点の御意見、御要望をいただきました。

今回の緊急対策につきましては9月9日に公表されまして、その後、各区市町村の部長級・課長級も含めまして、この緊急対策についての内容を丁寧に御説明してきているつもりではございますが、当然、東京都としましては、保育の実施主体である区市町村が保育サービスの拡大に向けて積極的に取り組んでいただけるよう、各区市町村の声をこちらのほうでも丁寧にお聞きして今後の施策に反映させていきたいというふうに考えております。

○松原委員長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項は、これで準備されたものは終わっております。

引き続きまして、審議事項に入りたいと思えます。

議事になります。提言案についてということで、今期、東京都児童福祉審議会で行う提言の案につきまして、これは専門部会を設置させていただいて、この中で時間をかけて議論を重ねてまいりました。その結果として、今、「家庭的養護の推進について一家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて一」として取りまとめられたものがお手元でございます。

まず初めに、事務局から内容の説明をお願いいたします。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 それでは、専門部会で取りまとめたいただきました提言の案につきまして、事務局から御説明いたします。

初めに、資料5-2の提言案全文がございますが、この後ろのほうの35ページをお開きいただけますでしょうか。こちらに専門部会の委員名簿を載せてございます。今期

の専門部会ですが、「家庭的養護の推進について」をテーマとしまして、柏女部会長を初めとして10名の委員と、また、オブザーバーとして松原委員長にも御出席いただきまして審議を行っていただきました。

次の36ページ、一番後ろになりますが、こちらに審議経過を掲載してございます。専門部会は昨年8月から今年10月まで全部で9回開催しております。各回の審議内容につきましては記載のとおりでございますが、さまざまな内容についてこの間御議論をいただいたところです。

次に、提言案の構成についてです。ただいまご覧いただいている全文の資料の初めのほうにお戻りいただきまして、1ページから目次がございますので、そちらをご覧くださいいただけますでしょうか。

構成としましては、「はじめに」の後、本文を3章構成としております。第1章では「東京都における現状」について、第2章では「養育家庭委託等の推進における課題」について、次の2ページになりますが、第3章では、第2章の課題を踏まえまして、養育家庭委託等の推進に向けた提言についてそれぞれまとめられております。その後は「おわりに」、最後に参考資料という構成となっております。

具体的な提言案の中身につきましては、資料5-1の概要版をご覧くださいいただけますでしょうか。こちらで御説明をさせていただきます。

まず、タイトルについてです。「家庭的養護の推進について—家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて—」といたしております。これは、この6月に公布されました改正児童福祉法において、社会的養護を必要とする児童については、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されることが原則であるという旨が明記されたことを受けまして、副題にその趣旨を入れ込んでございます。

初めに第1章ですが、こちらは「東京都における現状」についてまとめております。

「1 社会的養護を取り巻く状況」では、児童人口につきましては、全国では減少しておりますけれども、都の児童人口は増加しているということ。また、児童虐待相談の対応件数ですが、こちらは全国と同様、都内においても年々増加しているということ。

社会的養護を必要とする児童数ですが、こちらは全国の1割強を占めるということ。

また、都における児童の措置状況につきましては、現在、家庭的養護のもとで育つ児童が社会的養護のもとで育つ児童全体の約33%であるということ。

また、家庭的養護の現状としましては、養育家庭等の登録数、また、委託児童数、ファミリーホーム、グループホームの設置数などにつきまして、それぞれデータを用いて説明してございます。

全文のほうにはグラフ等も入れてございますので、また後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、「2 都の取組状況」です。

「(1) 都における児童家庭相談体制」ですが、現在、都内11か所の児童相談所で

児童家庭相談に対応しております、さまざまな専門人材の配置などによって体制を強化しているということ。

また、区市町村では、子供家庭支援センター事業を実施しております、児童相談所との連携を図りながらやっているということについて述べております。

次の「(2) 家庭的養護の推進に向けた取組」については、これまで実施してきた取組について、養育家庭体験発表会ですとか、里親支援機関事業、里親支援専門相談員など、また、グループホーム、ファミリーホームへの支援などについて記載をしてございます。

概要の2ページになりますが、第2章です。「養育家庭委託等の推進における課題」についてですが、こちらでは大きく5つの項目に分けて具体的な課題が整理されております。

課題の1点目ですが、「養育家庭等の登録」についてです。ここでは養育家庭等制度の広報と養育家庭等の開拓について、それぞれ課題を掲げてございます。

課題の2点目は「養育家庭等への委託」についてでございます。養育家庭への乳児委託について、特別養子縁組を前提とした新生児委託について、未委託の養育家庭への対応について、それぞれ課題を掲げてございます。

3点目は、「養育家庭等への支援」についてです。各支援機関の連携について、実親への支援について、3ページになりますが、養育家庭に委託措置されていた児童への支援について、委託児童の権利擁護について、それぞれ記載してございます。

課題の4点目は、「養育家庭等の養育力」について、5点目が「児童相談所の支援体制」についてということで、それぞれ課題を掲げてございます。

各課題の具体的な内容は、記載されているとおりとなっております。この2章に示しております課題を踏まえて、次の第3章では、「養育家庭委託等の更なる推進に向けて～提言～」といたしまして、課題を解決するための具体的な方策について提言として取りまとめていただいております。

まず、提言の前段で、この提言に当たっての基本的な考え方を示しております。具体的には、「民間団体の更なる活用」「区市町村の子育て支援サービスの活用」「児童相談所の支援体制の強化」の3点となっております。これらの3つの考え方に基きまして、提言全体がまとめられてございます。

提言の内容ですが、こちらは第2章の課題で掲げた項目に合わせて、全部で5つの項目にまとめられておまして、全体では11の提言をいただいております。

提言の記載の仕方ですが、まず、各提言の内容をまとめた文章をこの囲みの中に記載しております、その下に具体的な内容について記載するという形になっております。

それでは、1点目からご覧いただければと思います。

1点目、「養育家庭等の登録拡大に向けた取組の強化」では、「【提言①】効果的な広報の実施」としまして、養育家庭等の登録数を拡大するため、養育家庭等制度につい



て社会全体の理解を深めるとともに、直接登録につながる効果的な広報を展開すること。

次の4ページになりますが、「【提言②】対象を絞った開拓」としまして、養育家庭の開拓に当たっては、子育てへの関心や養育スキルを持つ者にターゲットを絞るなど、効果的な取組を行うこと。

以上、2つの提言をいただいております。

2点目、「委託の促進に向けた体制の強化」です。養育家庭委託の促進につきましては、児童の年齢にかかわらず促進をしていくということが大原則でございますけれども、ここでは都における乳児委託の実績が低いということを踏まえまして、乳児委託促進のための方策を中心に提言がまとめられております。

「【提言③】乳児委託の一層の促進」としまして、乳児院の機能をより一層活用すること等により、乳児委託を促進すること。

「【提言④】特別養子縁組を前提とした新たな委託の仕組みの構築」として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に養親子を結びつけられるよう、新たな委託の仕組みを整備すること。

③、④の2つの提言はいずれも児童を委託する過程の中でこれまで以上に乳児院に役割を担ってもらって、なるべく早期に委託できるようにしていこうという考え方でございます。

また、次のページになりますが、「【提言⑤】未委託の養育家庭への対応」ですが、児童のニーズに沿った委託が促進されるよう、未委託の養育家庭の生活状況や、その家庭の持つ強み、弱みを把握した上できめ細かな支援を行うこと。

委託の促進に関しましては、以上3つの提言をいただいております。

続きまして、3点目、「養育家庭等への支援の充実」です。

「【提言⑥】チーム養育体制の整備」としまして、養育家庭が地域で孤立することなく児童を養育していけるよう、関係機関の役割を整理し、チームで養育を行う体制を強化すること。

下にイメージ図をお示ししておりますが、養育家庭も社会的養護を担う支援者であって、社会的養護が必要な児童を支援するチームの一員として、さまざまな支援機関と連携をしながら児童を養育していくべきであるという考え方でございます。

次、6ページになります。「【提言⑦】実親への支援の充実」としまして、実親と交流できなくなるのではないかという実親の不安感を解消するため、養育家庭への委託後も実親子の交流が円滑に実施できる仕組みを構築すること。

「【提言⑧】委託措置されていた児童への支援の充実」としまして、養育家庭委託措置解除後の児童の自立支援を充実すること。

「【提言⑨】委託児童の権利擁護」としまして、委託児童の権利擁護が十分配慮されること。

支援の充実に関しましては、以上4つの提言をいただいております。

次に、4点目、「養育家庭等の養育力の向上」では、「【提言⑩】研修の充実」としまして、社会的養護の担い手である養育家庭等の養育力を向上するため、研修を充実すること。

その下、5点目、「児童相談所における支援体制の強化」ですが、「【提言⑪】支援体制の一層の強化」としまして、児童相談所が中心となってチームとしての支援を進行管理し、全体を調整できるよう、児童相談所の体制を強化すること。

以上の提言をいただいております。

簡単でございますが、提言案の説明は以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、この専門部会では、部会長ということで取りまとめに非常に御尽力をいただきました、かつ、本審議会の副委員長でもいらっしゃる柏女副委員長のほうから補足の御説明あるいはコメントをお願いしたいと思います。

○柏女副委員長 今回の専門部会の部会長を務めさせていただきました柏女です。

今ほど事務局のほうから御説明がありましたように、今回の東京都児童福祉審議会の提言の性格は、家庭と同様の環境における養育を推進するための、主として実践的な方策を提言するというところにあるかと思えます。したがって、制度改革などを要するもの、あるいは社会的養護推進計画に盛り込むべきことなど、制度・政策的な提言部分には余り踏み込んでおられません。専門部会でそれらの意見もたくさん出されたわけですが、それらについては「おわりに」のところで5点挙げさせていただいております。ちょっと「おわりに」のところをご覧いただければと思います。

資料5-2の25ページのところになります。

上から4つ目の○、「第一に、里親認定基準について」、さらには2つ目に「行政が関わる新生児の養子縁組について」、3つ目が26ページですが、「民間の養子縁組あわせん機関との連携の在り方」、そして「委託児童の権利擁護」の仕組みをどうつくるか。さらに「都の推進計画の目標値」をどのくらいにするのかといったようなことがあるわけですが、これらについては制度的な課題で十分な議論を行ってはおられません。でも、実践的な方策について11の提言がなされておりまして、全てが大事なわけですが、あえて私の私見も含めて力点が置かれている点を挙げれば、以下の2点になるかというふうに思います。

1点は、提言の③、④に当たる部分であります。「委託の促進に向けた体制の強化」です。乳児の養育家庭委託、特別養子縁組における新生児委託など、こうした人生早期からの愛着関係の形成を重視した家庭養護を進めるという点、これが大きな力点を置いているところの1つということになります。

これについては、本提言では乳児院という社会資源の特性や専門性、ノウハウに期待をする、積極的に参加していただくということで提言をさせていただいております。

続いて、第2は「養育家庭等への支援の充実」ということで、これは提言⑥に当たり

ますけれども、チーム養育体制をとるべきことを提言している点です。児童相談所が事例の進行管理あるいはチーム全体の調整を行いながら、委託児童と養育家庭を一体として、さまざまな社会資源が協力して支援をする、そうした体制づくりを進めていこうということでございます。

この場合、例えば里親支援機関とか、あるいは里親支援専門相談員などがキー機関となって、委託児童を含む養育家庭に寄り添っていく、そうしたことが必要になります。児童相談所といった、いわば公権力を持つところではないところが寄り添っていくというようなことも必要になってくるかと思えます。そうした体制づくりを模索すべきだという提言をここでは行っております。

この2点が大きな重点的な提言ではないかというふうに思います。

なお、東京都が家庭と同様の養育環境、家庭養護の社会的養護全体における目標数値を設定していないということを受けて、国の動向も見据えながら家庭養護の数値目標を定め、社会的養護推進計画並びに法定計画である東京都子供・子育て支援総合計画に盛り込んで取組を進めていくべきだということについても、最後の「おわりに」のところ提言をさせていただいております。

この議論と並行して、国のほうでそれこそ家庭と同様の養育環境のあり方についての議論が進められております。それらをにらみながらいたわけですがけれども、必ずしもこちらの議論の進行度合いとこちらの部会の進行ぐあいとがパラレルになっていないところがあります。向こうのほうで積極的な提言を出したころには、こちらは既に終わりの提言の骨子を議論した後だとか、そういうようなこともありまして少しずれているところがあるかと思えます。そういうタイムラグが若干生じておりますので、この提言と国のほうで行われる今後の改革を踏まえて、今後の東京都の家庭と同様の養育環境の整備に努めていただければというふうに思っております。

私からは以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

本日は、この専門部会のほうに入っていただき、熱心に議論をしていただいた方々が何人か御出席していただいておりますので、それぞれ一言二言コメントあるいは御感想をいただきたいと思えます。

まず、駒村委員、お願いいたします。

○駒村委員 内容については、今、部会長がお話ししたとおりでございます。この提言の議論を通じて、なお一層、社会的養護の状態に置かれている子供たちの支援が重要であり、私は最初からさらに彼らが施設や里親から離れる後のところも大事だという議論もあわせてできたことで、非常に勉強になり、充実した議論ができたと思っております。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

青葉委員、お願いいたします。

○青葉委員 家庭的養護の専門部会は大変勉強になりまして、1年半ぐらいにわたって里親会も随分これに沿って勉強させていただきました。

大体私たちがそこで述べたことについては、委員長なり部会長さんの御配慮で大分受け入れていただきまして、これからこの提言が通った場合、私は、今度はこの案を里親会に持って帰って、里親のみんなに説明して歩く、そういう役割になるのかなと思っております。ですからこの提言が私の活動のまた再スタートになるというふうに思っております。

それから、「おわりに」という部分で、かなり取り残した部分があります。これについても、こういうふうに文章とか記述という形で残していただいておりますので、部会長さんには本当に感謝しているのですが、これを引き続き発展させるようなことで、次の次のチャンスぐらいにまたチャレンジしていきたいと思っております。今回は本当にすばらしい提言をまとめていただいたこと、委員の皆様、部会長さんにこの席をもって厚く御礼申し上げたいと思っております。これから頑張りますので、よろしく願いいたします。

○松原委員長 それでは、磯谷委員、お願いいたします。

○磯谷委員 提言の特に目玉というところは柏女部会長が既にお話しになりましたけれども、特に20ページの特別養子縁組の委託を従前の実務に照らしてかなり迅速にやるといふような仕組みを構築すべきという提言になっております。非常に重要なところでありますけれども、ただ、これを実際にやっていくというためには、現場の理解はもとより、東京都が相当馬力をかけて取組を進めていかないと難しいのではないかというふうに思っています。まさにそこがこれから試されていくのだろうというふうに思っております。

それから、「おわりに」のところで里親の認定基準について引き続き検討をする必要があると記載されています。ここは本当に悩ましいところでありまして、多くの意欲のある養育家庭、里親さんが登録されることが期待される一方で、やはり質の問題もございますので、単純に緩める、あるいは厳しくするというだけでもなく、本当にきめ細かく見直していかなければいけないというふうに考えておりまして、ここは里親認定部会長を務めさせていただいた私としては、非常に重要な課題だと思っております。

以上でございます。

○松原委員長 都留委員、お願いいたします。

○都留委員 今回、乳児院を活用してというようにところで、9回いろいろな意見を重ねてきたことというのは、現場としても非常に大きいことだったなというふうに思っております。ただ、今までも乳児院としては特別養子縁組や養育里親さんのところに行けるようにというようにこと言っていたというのは、一方ではあります。ただ、今回の提言の中で特別養子縁組を、乳児院を活用しながら早い時期にお子さんを出していこうというようにところを提言でまとめられたということでは、乳児院としてはこのところ

に一層集中しながら進めていきたいという思いはありますけれども、数をどのような形で上げていくのかというようなことより、そのお子さん、お子さんに合った御家庭をどのような形で見つけて、どのような形で里親さんに寄り添いながら委託を進めていけるのかというようなことを、より丁寧に進めていかなければいけないというのが、この提言を受けて感じた思いであります。

これからも支援機関等、やはり大きい部分では児童相談所との連携になると思いますが、そここの部分をしっかりと手を携えて里親さんのほうに委託をとというようなところを、また、その後のフォローも含め、里親さんたちの研修の内容のあり方も含めて精いっぱいやっていきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

○松原委員長 それでは、宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 宮島でございます。

この専門部会に加えていただいて、議論に参加できたこと、本当によかったと、ありがたかったと思っております。そして、この報告が子供の利益を第一とするという視点にしっかり立って検討がなされ、そのことを中心に据えて提言がなされたということ、これに参加させていただいて本当によかったと思っております。

私は、実践ということがとても、私の所属している専門職大学院はまさに実践を高めるところなわけですけれども、実践を進めたり高めたりするためには、現実的、具体的でないだめだと思っております。今回のこの提言には極めて具体的に内容が記されている。幾つもの図が示されていて、早期に乳児のうちに、あるいは新生児のうちにお子さんを家庭養護に結びつける、まずその図が示されている。また、数値も何週間かという言葉をも具体的に示してくださっている。これをぜひとも実現していただきたいと思っております。

まず報告書が出たということは、都にとって素晴らしいことだと思いますし、この都の取組をモデルにして、全国でこういった取組が進んでいく、それを期待しています。

本当に参加させていただきましてありがとうございました。

○松原委員長 それでは、武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 3点お話をしたいと思います。

1点は、先ほど都留委員から話があったように、乳児院を活用して乳児委託の促進と特別養子縁組の新たな制度づくりということで、私も乳児院に行くことがよくあるのですけれども、いずれにしろ最終的には、児童相談所もそうなのですけれども、それから、私たちの社会的養護の現場もそうですけれども、職員の経験性と高い専門性が絶対的に必要になってくるのではないかと思います。ですので、仕組みづくりをしたけれども、そこにどういう人を配置して、どれだけの人材をつくっていくかというのですか、そこを担保するような制度でないと、下手すると非常に混乱が生じる可能性があります。

それから、ぜひ職員の専門性というのですか、それを担保するような制度づくりということもあわせてやりながら、この促進策を遂行することが必要なのではないかと思います。

ます。

それから、これも専門部会で話をしたのですけれども、チーム養育という名前で非常にうまくいきそうな気はするのですけれども、下手すると無責任体制になってしまう可能性もあると思いますので、ここでは児童相談所がコーディネートをするということになっているのですけれども、あわせて、ここにかかわる児童相談所の職員の経験性と専門性というのをリードしていくというのですか、コーディネートするコーディネート力というのは相当必要なのではないかと思いますので、そういうこともあわせて検討しないと、下手すると無責任体制になってしまう可能性もあるということを非常に感じているところであります。

最後に、今回、家庭養護というか、家庭と同様の環境における養育の検討ということだったのですけれども、特に東京の場合は家庭的養護という形で、私どもの児童養護施設等のグループホームとかも含めて、それからファミリーホームとかも含めて、多角的な拡充策をしていかなければいけなかなかなか難しいのではないかと思います。

先ほど保育所の待機児童のことも出ましたけれども、社会的養護の待機児童、今も一時保護所は満杯状態ということで、児童養護施設等も満杯状態ということなので、この受け皿を里親だけではなかなか難しいかと思っています。もちろん養育家庭の拡充というのが今回の大きな命題ですけれども、そういう社会的な養護を必要とする子供たちが現実的にはあふれているという実態を抜本的に解消するための方策というものを、最後の「おわりに」というところで部分的には多少触れておりますけれども、今後引き続き東京都が社会的養護の子供たちの受け皿という部分について、具体的な方策をもっと考えていかなければいけないのではないかとこのことを痛感しております。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

横堀委員、お願いいたします。

○横堀委員 横堀でございます。

この部会に参加をさせていただきまして、東京の現状とこれまでやってきたことの上に、さらにこれからを大変いろいろな観点から考えさせていただいたことを感謝いたします。

この部会がどういうふうな話し合いをしているのかということは、関係者にはとても注目をされていまして、そういう意味では、議論の様子をいろいろなところで話題にしながら、今日のこの日を迎えられるということは大変意義があったというふうに思っております。

ただ、大都市東京ならではの家庭的養護推進の難しさというのにも非常に向き合った1年半になったというふうに思います。東京も11児童相談所の体制で、また児童相談所の担当も親担当、子担当がいてというような、そういういろいろな仕組みの中でマッチングを含めて本当に子供のためにどういうふうな乳児委託の推進であるとか、特別養

子縁組を前提とした新生児の委託を現実にさらに進めていくかということには、大変多くの具体的な課題がこれからさらに見えてくるのかなという気も一方ではしています。

そういう意味では、実践化しつつ、さらに現実的に生じてきた課題、及び「おわりに」のところに書いてありました、さまざまな残る課題を引き続きこのような場でも、あるいは都の関係の皆様の中でも議論をしていただくということがとても重要なように思います。

さらに、委託の推進ということでは、私は大分、支援の展開、支援の推進ということにもこだわった意見を述べたように自分では思っているのですが、養育家庭になろうという方々が、里親認定登録の段階で可否という形で出ていくのですが、養育者としてその方たちがどう育っていくかということを応援できるような支援のあり方ということもさらに具体的に考えなければいけないと思いますし、東京もこれだけの社会的養護の規模の中で、既に着任しています各施設の里親支援専門相談員の方や里親機関の里親委託等推進員の方たちなど、いろいろに力を持った方が既におられますので、既にそういう職についてくださっている方の力をトータルで生かしていくために、どのような連携や役割分担をさらに細かく考えていかなければいけないかということも、また継続的な審議の課題かなというふうに思っております。

さまざま細やかなことを子供たちに向かって議論できたこと、そしてまた、その場に参加できましたことに感謝を申し上げます。

○松原委員長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊守委員 渡邊でございます。

里親支援機関、東京都から事業を受託させていただいている立場から様々な意見を述べさせていただいた中で、皆さんに御理解いただいた部分、私自身も勉強させていただいた部分がたくさんありました。

先ほど、柏女部会長からのお話もありましたが、2つのポイントがあります。まず新生児委託、特別養子縁組について乳児院を活用するということがここに出されたことは非常に大きな部分だと思います。もう一つは、先ほど武藤委員からもございましたが、チーム養育体制の整備という部分です。このもう一つの部分も非常に重要な提言で、これはまさしくこれまで家庭養護の一つの懸念事項というか課題であった、どうしても個人養育に走ってしまいがちな構造に対して、東京都がこうしてチームで養育するということを明確に提言を出していくということはすごく大きなことですし、養育家庭が孤立から遠ざかっていくというポジティブな意味を持つことになってくるだろうと思います。

当然、個人のやり方から社会的養育としての担い手である責任も明確になっていくわけですから、これから子供にとってポジティブな家庭的養育の促進というものが進められるだろうと期待しております。

また、家庭養育ですから、当然地域に根差した子育てであるわけで、そこでも市区町村との連携という部分でここに明確に出されていることも非常に理にかなったというか、二階から目薬のようなまねではなくて、本当に地域で家庭が子育ての支援を受けながら社会的養育を担っていくということが、ここで一つ方向性を打ち出したことは大きいことだと思います。

それから、養育家庭の強み、弱みを把握していくという部分と、的を射たターゲットを絞った開拓、そして研修という部分は、強み、弱みを把握していく全て一つのつながりのあるソーシャルワークになっていくと思います。そういった部分では民間の活用という部分がここにうたわれていますけれども、私どものような里親支援機関としては非常に身の引き締まる思いでいるところでございます。

そういった部分で、これからまた頑張らせていただく部分もあるのかなと思って、私のコメントは終えさせていただきたいと思います。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

専門委員会の委員の方々からコメント等をいただきました。今日は、資料5-2というのは事前に皆様のお手元に届いているかと思うのですが、専門部会で議論をしてまいりました一つの成果物でございますので、御意見も伺いたいと思いますが、でき得れば、今日、この案をとって東京都のほうには提出したいと考えております。

それと、この提言にかかわって、この際、東京都にこういうことも加えてやってほしい、あるいは、提言にあるけれども、こここのところをもう一、二歩進められる余地はないかというような御要望、御意見を伺ってもいい時間帯だなと思っておりますので、どうぞ御自由に御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山下委員 山下です。

1点お伺いしたいなと思いましたが、新規に養育家庭に委託されるお子さんの大体の年齢がどのぐらいかということをお尋ねしたいと思います。と申しますのは、弁護士として、やはり10代のお子さんとは直接かかわることが多いのですけれども、一時保護されたお子さんが、その後自分がどうなるかという選択肢がよくわからないまま、大体は児童養護施設に行くことが現状では多いので、例えば今、自分が児童相談所に保護を求めるかどうかと悩んでいるお子さんに対して、一応選択としてそういう流れもあり得るけれども、実態としてはなかなか希望どおり養育家庭さんに行けるかどうかわからないというような説明になったりもするのです。

今回、この提言は非常によく取りまとめであって、私としては非常に感動したところであるのですけれども、子供の側からの視点、特に小さいお子さん中心ですと、それは大人側の事情で体制を組んでいくということはもちろんあると思うのですけれども、10代のお子さん、特に15歳になりますと民法上は自分で養子縁組もできる年齢になりますし、自分の人生を自分で選んでいく主体という意味からも、そういった点で、今、



養育家庭に委託されるお子さんの年齢ですとか、あるいは、今後お子さんに対して私たち大人がどういうふうに家庭的養護についてメッセージを出していくかということも一つ気になったところではございました。

○松原委員長 では、現状、年齢の部分について、事務局のほうでお願いします。

○中澤少子社会対策部育成支援課長 少し古い資料になって恐縮なのですが、平成25年度の新規委託児童50名の状況という資料がございますので、その中身を少し御紹介したいと思います。

年齢別で見ているのですが、割合としましては、6歳以下の乳幼児期のお子さんが46%ということで約半数近くということですが、一方、7歳から12歳が10%、13から18未満までのお子さんが44%ということで、比較的高い年齢のお子さんも一定数いるというような状況になっております。

○山下委員 ありがとうございます。

○松原委員長 子供の視点から考えるということについては非常に大切ですし、専門部会でもそのことは意識をされて議論していたかなと、オブザーバーとして評価をしております。

他にいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 秋山です。大変すばらしい提言をありがとうございます。地域で小児医療と母子保健事業にかかわっている立場として意見を述べたいと思います。

渡邊委員のお話とダブるかもしれませんが、委託児童、養育家庭が地域で安心して過ごしていただくために、母子保健事業との関係はとても大事かと思えます。22ページの上の○にそのことが記載してあります。「区市町村の母子保健事業や子育て支援事業等と、養育家庭を結びつけていくことも必要である」と書いてありますが、ぜひこれは結びつけていただきたいと思えます。

このイメージ図の中に母子保健事業を組み入れていただければ、そこがもっと明確になるかと思えます。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

高橋委員、次に大木委員、お願いいたします。

○高橋委員 提言を拝見しました。時間をかけただけあるなというふうに思うのですが、私もかつて30年、養育家庭センターを実際に担当して、里親の方々とお付き合いをしてきた中に、今、この提言の中にもありますけれども、実際に養子縁組は、本来はしたいのだけれども制度的になかなかマッチングができていないといって養育家庭になっているような方々もいらっしゃるわけですね。そうすると、そこに養育観のずれが出てきている。そして、現在、実際にそういう方々の養育が、ある意味では不調にな

って施設に変わってくる子供たちも毎年、多分東京でも数字は児童相談所のほうで把握されていると思うのですけれども、そういうケースも随分出てきているのですね。

だから、そういうことを考えると、この提言の中には社会的養護のもう一方の担い手である児童養護施設のことは余り書かれていないけれども、最後の砦的な部分は、制度的にはやはり施設が持つのではないかというふうに思うのです。だから、そこの連携をできるだけ予防的な部分も含めて考えていく必要があるのと、もう一方、特別養子縁組は、確かに幼いうち、6歳までの間に成立するわけですけれども、その後、その子供たちが大きくなったときに、真実告知を必要とする時期が来るわけですね。それを誰がするのか、どういうふうにするのか。それによって子供たちが、実は自分のお母さんというのは別にいるのだということを知らされていくことは、今のこの社会ですから必ずあるはずだと思うのです。それは隠し通せないというものがあるはずだと思うのです。実際にそういう申し出なども、自分の親を探してくれというようなことは、成人になった子供のほうからの訴えもあります。ですから、そういう意味では、子供の権利擁護ということは、必ずしも育てる側の視線だけではなくて、子供の視線でももっと考えなければいけないのではないかと。

私も里親の選定委員をさせていただいて、この十何年かの変り方を見てまいりました。いわゆるボランティアな気持ちでやられてきた方々も、ある意味ではお金も目当てにし出している方もいらっしゃるわけですね。これは御夫婦の収入と子供の委託数を見れば、例えば6畳のお部屋に二段ベッドを2つ入れて4人見たいというような例なんかもあったわけです。そういうのは却下されていますけれども、しかし、そういうことも東京ならではの、ニューヨークあたりでかつて私の経験したようなケースでは、御夫婦が離婚状態にして、ダブった子供たちを見ていくというようなことなんかも実際には例を聞いていますと、やはり東京ならではの制度というものは、今後どういうふうに進めていくのかという、このプロセスだけではなくて、そういう体系的な中に落としどころを考えていく必要があるのではないかと、体系も含めて思うところです。

実際に養育されていたお母さんが実はそうではなかったということで、せっかく大学まで入って自殺してしまったような子の例なども抱えていますから、そういうふうなことは児童相談所がかかわっているとすれば、児童相談所が一定の判断を下せるような、そういう仕組みも必要であるのではないかと思います。これは裁判所が入るということでもあるのかもしれません。そんなこともこういう中に、言葉にはあらわれていないけれども、思想的にはあるのだらうと思いますけれども、意見といいますか、申し上げておきたいと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。

大木委員、どうぞ。

○大木委員 大木でございます。

私も資料を送っていただいて拝見したときから、すごく実践的な内容がたくさん踏み

込まれた提言であるということに、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

私が申し上げたいのは、先ほど秋山委員からも出ましたが、チーム養育体制という概念の中の母子保健の位置づけを、これは多分議論の中では十分その部分に触れていたでいるのでこの文言が入っていることと思うのですが、母子保健の現場の人たちにとって、やはり児童福祉の現場の先生方ほどに養育について、そんなにアンテナを高く持ち得ていないというか、ただ、地域の中に実際にはいろいろな事情の御家庭があって、実際の現場の中ではいろいろな、もちろん里親の家庭のところにもかかわっておりますが、そういった母子保健現場の人たちがこのことをきちんと自分たちの業務の中で位置づけていくという意味においても、チームのシェーマ（絵図）の中に位置づけていただくことは意義があるのではないかというふうに思いました。

あわせて、提言④のところの新生児期の特別養子縁組で、妊娠期から出会うというのが産婦人科の医療機関と母子保健の機関になって、後ろの「おわりに」のところで、早い時期の意思決定については慎重にあるべきだということを書き添えていただいておりますが、実際にはそんなにたくさんある事例ではありませんが、地域の中で、あわせて後ろの「おわりに」のところに書いてある養子縁組のあっせんの医療機関などが、妊娠中のお母さんのフォローを保健センターなんかには依頼してきていて、出産までの間のかかわりとして母子保健がそこに登場しているという事例が散見されてきております。

そういう意味では、そういう非常にレアなケースに現場の保健師が出会っているときに、制度の全体像とか、あるいは、どこにコンサルテーションを受ければいいのかというのはそんなに明確になっていないというのが現状で、そういう事実も進行しているということを考えると、この段階で養育の意思がそれほど明確ではないし、アセスメントからしてもこの家庭の中で養育していけるのだろうかという心配があったときに、担当の保健師も非常に迷うと思うので、そういったことがキャッチされたときに、ここの記述でなるべく早期に養子縁組ができるようにということもあります。恐らく児童相談所につながりながらだと思っておりますが、実親のお母さん自身に対しては、出産後も母子保健機関としては、そのお母さんの生活や人生をどう支えていくかということで、その支援が継続はしていく、養子縁組とは別に、また実親のお母さんの支援が継続されていくので、そういう意味では、あちこちつなげて申し上げてわかりにくいのですが、一番後ろの「児童相談所における支援体制の強化」の提言⑩で、関係機関に対するコンサルテーションの役割というのを、ぜひ児童相談所に発揮していただくのとあわせて、地域の関係機関に対して、特に母子保健領域は隣接領域かと思っておりますので、研修等、制度自体の理解の促進をあわせてぜひ取り組んでいただけるとありがたいかなというふうに思います。

- 松原委員長 ありがとうございます。これは東京都への要望ということで、ぜひ母子保健分野にもこの提言を及ぼしながら、実際の活用をしていただけるようにという、そういう御提案でもあったと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ、大竹委員。

○大竹委員 提言⑦のところでの「実親への支援の充実」の提言につきましては大変素晴らしいと思っております、私自身も児童相談所の里親委託推進の会議等に出ていきますと、施設のほうからはよく、「施設はいいけれども里親はね」という実親の声があって、児童相談所側としてもこの子は里親委託のほうが向いている。しかし、実の親は「施設はいいけれども里親は」というようなところで、そこでとまってしまおうというようなことからすると、この審議会にはなじまないかもしれないのですが、今後の手続的なところでは、措置に関しては実親の承諾は必要かもしれないけれども、子供を第一と考えたときに、その措置先が施設か里親かというところは、専門機関が専門的な視点から判断できるような制度ができればいいかなど。次のステップかもしれませんが、理解を求めていくと同時に、そこを親に委ねている間はなかなか、「施設はいいけれども里親は」という声で里親委託がとまってしまっているところを何とか改善できないかというふうに思っております。

○松原委員長 ありがとうございます。なかなか大きな課題を提起していただきまして、この後、もしこのテーマが再度取り上げられるようでしたら、議論をしなければいけないような御意見だったかなと思います。

他にいかがでしょうか。

どうぞ、三浦委員。

○三浦委員 三浦と申します。たくさんお話をされた中で、素晴らしい提案ができてよかったですと思います。私、NPO法人の子育て支援とママ支援の活動をしているのですけれども、事業委託で子育てサロンとかも運営委託しています。

その中で、仕組みのイメージの中に子育てサロンが入っているのですが、こちらのチーム養育体制イメージの中に私たちのようなNPO法人というのが入っていないのですが、地域に密着して、日々、お母さんとか子供たちに密着した活動をしているので、専門的というのとはちょっと違うかもしれないけれども、チーム養育体制イメージの中に入れていただくと活用できるのではないかと思いますので、ぜひこちらも検討いただければと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。貴重な御意見だったと思います。

他にいかがでしょうか。

それでは、この提言についてはいろいろな御意見が出ましたが、文章上の訂正というような御意見はなかったという理解をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 それでは、御異議がないということで、この案を東京都児童福祉審議会の提言として決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、この場で知事の代理として梶原福祉保健局長にこの提言を提出したいと思います。

(提言の手交)

○松原委員長 それでは、梶原局長のほうから一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○梶原福祉保健局長 福祉保健局長の梶原でございます。

答申を取りまとめいただきまして誠にありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、日ごろより東京都の児童福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

前回、平成26年の専門部会では、社会的養護の新たな展開について御提言をいただいております、その結びののところでは、今後、里親支援をどう進めるか検討が必要であるという、今期の部会での御審議の出発点が記されました。それを受けての今期の専門部会の御審議であったというふうに理解をしております。

以来、松原委員長を初め各委員の皆様には、家庭的養護の推進に向けて大変精力的に御議論をいただき、本日、提言を取りまとめいただきましたことを心から感謝申し上げます。

社会的養護につきまして、都は前回の提言をいただいた後、グループホームの後方支援を行いますサテライト型児童養護施設の整備支援や、専門的支援の充実として専門養育機能強化型乳児院の体制整備を新たに開始するなど、取組の強化を図ってまいりました。

一方、この提言の背景にもあるわけでございますが、社会的養護に占める家庭的養護の割合は、現在およそ3割という状況でございます。

本年6月には児童福祉法が改正され、家庭と同様の環境における養育を推進することが、国・地方公共団体の責務として明記されました。

こうした状況の中、家庭的養護の一層の推進に向けまして、新たな仕組みの構築や民間団体、区市町村の皆様との連携の強化、また、児童相談所の体制強化などが求められていると強く感じております。

本日、御提言いただきました内容は大変重要なものと認識しておりまして、東京都として今後の施策に速やかに反映させていきたいと考えております。

あわせて、委員の皆様方からさまざまな御意見をいただきましたが、この提言が関係諸機関の方々はもとより、広く都民の皆様にも内容を理解していただくことによって、社会的養護に対する理解が深まり、そのもとに育つ子供たちを温かく見守り、支えてくださる地域の方々がかこれまで以上に増えていくことを願っております。都として、この提言も含めまして積極的に周知を図ってまいります。

委員の皆様には、今後とも引き続き特段のお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

○松原委員長 ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 御議論ありがとうございました。

本日、決定されました提言でございますが、明日、プレス発表をいたします。また、冊子として印刷をいたしまして、でき上がり次第、皆様方のお手元に郵送させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○松原委員長 それでは、たくさんの御意見をいただきありがとうございました。本日の児童福祉審議会、第4回の本委員会はこれで終了させていただきます。遅い時間までありがとうございました。

閉 会

午後 8 時 3 9 分閉会